

別表1

提供するサービスの基本料金

【従来型個室利用料金表】

区 分		要支援1	要支援2	
施設サービス費	1割負担者	438円	545円	
	2割負担者	876円	1,090円	
	3割負担者	1,314円	1,635円	
滞 在 費 (保険外)	第1段階	320円		
	第2段階	420円		
	第3段階	820円		
	第4段階	1,171円		
食 費 (保険外)	第1段階	300円		
	第2段階	390円		
	第3段階	650円		
	第4段階	1,392円(朝食382円、昼食555円、夕食455円)		
合 計 (1日当たり)	1割負担者	第1段階	1,058円	1,165円
		第2段階	1,248円	1,355円
		第3段階	1,908円	2,015円
		第4段階	2,980円	3,087円
	2割負担者	第4段階	3,418円	3,632円
	3割負担者	第4段階	3,856円	4,177円

【多床室利用料金表】

区 分		要支援1	要支援2	
施設サービス費	1割負担者	438円	545円	
	2割負担者	876円	1,090円	
	3割負担者	1,314円	1,635円	
滞 在 費 (保険外)	第1段階	0円		
	第2段階	370円		
	第3段階	370円		
	第4段階	855円		
食 費 (保険外)	第1段階	300円		
	第2段階	390円		
	第3段階	650円		
	第4段階	1,392円(朝食382円、昼食555円、夕食455円)		
合 計 (1日当たり)	1割負担者	第1段階	738円	845円
		第2段階	1,198円	1,305円
		第3段階	1,458円	1,565円
		第4段階	2,670円	2,777円
	2割負担者	第4段階	3,108円	3,322円
	3割負担者	第4段階	3,546円	3,867円

※施設サービス費の負担割合は、一定以上の所得のある65歳以上の方は介護保険利用者負担が2割又は3割(64歳以下の方は1割)になります。介護保険負担割合証をご確認ください。

※本人と配偶者を含め、世帯全員が非課税で、預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方は、居住費・食費の負担軽減を受けられます。介護保険負担限度認定制度を利用するには、負担限度額認定証が必要となります。

別表2

提供するサービスの基本料金に加算となるサービス料金

区 分	1割負担者	2割負担者	3割負担者	算定要件
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18円/日	36円/日	54円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の数が60%以上いる場合。
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位の8.3%	所定単位の16.6%	所定単位の24.9%	介護職員の処遇改善、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の皆瀬の取り組みを行っている場合。
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位の2.7%	所定単位の5.4%	所定単位の8.1%	現行の処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を取得しており、職場環境等の要件に関し、複数の取り組みを行い、その取り組みをホームページへ掲載等通じた見える化を行っている場合。
送 迎 加 算	184円/日	368円/日	552円/日	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と当事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき加算。送迎の実施地域は宮古市内。

別表3

その他のサービス利用料金

項 目	金 額	備 考
特 別 食 の 提 供	実費	出前等に係る費用が自己負担となります。
理 美 容 サ ー ビ ス	2,000円	1回あたりの料金となります。
日常生活にかかる費用	実費	口腔ケア用品等に係る購入費が自己負担となります。
所 持 品 保 管	無料	所持品や貴重品の保管は無料で管理いたします。
他 活 動 ・ 行 事 費	実費	行事・趣味活動等に係る材料費が自己負担となります。